

2025 年 5 月 29 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 リ ッ プ ス
代 表 者 名 代表取締役社長 的 場 隆 光
(コード番号：373A 東証グロース市場)
問 合 せ 先 取締役経営管理部長 上 原 大 輔
(TEL. 03-6804-3101)

募集株式発行並びに株式売出しに関する取締役会決議のお知らせ

2025 年 5 月 29 日開催の当社取締役会において、当社普通株式の東京証券取引所グロース市場への上場に伴う募集株式発行並びに株式売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせ申し上げます。

記

1. 公募による募集株式発行の件

- (1) 募 集 株 式 の 数 当社普通株式 50,000 株
- (2) 募集株式の払込金額 未定 (2025 年 6 月 12 日の取締役会で決定する。)
- (3) 払 込 期 日 2025 年 6 月 29 日 (日曜日)
- (4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 増加する資本金の額は、2025 年 6 月 19 日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第 14 条第 1 項に基づき算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (5) 募 集 方 法 発行価格での一般募集とし、野村證券株式会社を引受人として、全株式を引受価額で買取引受させる。引受価額は発行価格と同時に決定するものとし、引受価額が払込金額を下回る場合は、この募集株式発行を中止する。
- (6) 発 行 価 格 未定 (募集株式の払込金額決定後、募集株式の払込金額以上の価格で仮条件を提示し、当該仮条件における需要状況等を勘案した上で、2025 年 6 月 19 日に決定する。)
- (7) 申 込 期 間 2025 年 6 月 20 日 (金曜日) から
2025 年 6 月 25 日 (水曜日) まで
- (8) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (9) 株 式 受 渡 期 日 2025 年 6 月 30 日 (月曜日)
- (10) 前記各項を除くほか、この募集株式発行に関し取締役会の決定を要する事項は、今後の取締役会において決定する。
- (11) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（及び訂正事項分）」をご覧くださいの上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

2. 引受人の買取引受による株式売出しの件

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 1,060,500 株
- (2) 売出人及び売出株式数 東京都千代田区大手町二丁目2番2号
野村キャピタル・パートナーズ第一号投資事業有限責任組合
東京都世田谷区 227,000 株
的場 隆光
- (3) 売 出 方 法 売出価格での一般向け売出しとし、野村証券株式会社、岡三証券株式会社、株式会社SBI証券及び楽天証券株式会社が引受人となり、全株式を引受価額で買取引受する。
- (4) 売 出 価 格 未定（上記1.における発行価格と同一となる。）
- (5) 申 込 期 間 上記1.における申込期間と同一である。
- (6) 申 込 株 数 単 位 上記1.における申込株数単位と同一である。
- (7) 株 式 受 渡 期 日 上記1.における株式受渡期日と同一である。
- (8) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記1.の募集株式発行が中止となる場合、本株式売出しも中止される。

3. オーバーアロットメントによる株式売出しの件

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 166,500 株（上限）
- (2) 売出人及び売出株式数 東京都中央区日本橋一丁目13番1号
野村証券株式会社 166,500 株（上限）
- (3) 売 出 方 法 売出価格での一般向け売出しである。
- (4) 売 出 価 格 未定（上記1.における発行価格と同一となる。）
- (5) 申 込 期 間 上記1.における申込期間と同一である。
- (6) 申 込 株 数 単 位 上記1.における申込株数単位と同一である。
- (7) 株 式 受 渡 期 日 上記1.における株式受渡期日と同一である。
- (8) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記1.の募集株式発行が中止となる場合、本株式売出しも中止される。

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（及び訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

【ご参考】

1. 公募による募集株式発行及び株式売出しの概要

(1) 募集株式の数及び売出株式数

① 募集株式の数 普通株式 50,000 株

② 売 出 株 式 数 普通株式 引受人の買取引受による売出し 1,060,500 株
オーバーアロットメントによる売出し 166,500 株

(※)

(2) 需 要 の 申 告 期 間 2025 年 6 月 13 日（金曜日）から
2025 年 6 月 18 日（水曜日）まで

(3) 価 格 決 定 日 2025 年 6 月 19 日（木曜日）
(発行価格及び売出価格は、募集株式の払込金額以上の価格で、仮条件における需要状況等を勘案した上で決定する。)

(4) 募 集 ・ 売 出 期 間 2025 年 6 月 20 日（金曜日）から
2025 年 6 月 25 日（水曜日）まで

(5) 払 込 期 日 2025 年 6 月 29 日（日曜日）

(6) 株 式 受 渡 期 日 2025 年 6 月 30 日（月曜日）

(※) 上記のオーバーアロットメントによる売出しは、公募による募集株式発行並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、野村証券株式会社が行う売出しであります。したがって上記のオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、野村証券株式会社が当社株主である野村キャピタル・パートナーズ第一号投資事業有限責任組合（以下、「貸株人」という。）から借入れる株式であります。これに関連して、野村証券株式会社は、166,500 株を上限として、貸株人より追加的に当社株式を取得する権利（以下、「グリーンシュエアプション」という。）を、2025 年 7 月 25 日を行使期限として付与される予定であります。

また、野村証券株式会社は、2025 年 6 月 30 日から 2025 年 7 月 25 日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所において、オーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限（上限株式数）とする当社普通株式の買付け（以下、「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。

野村証券株式会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、当該株式数については、上記グリーンシュエアプションを行使しない予定であります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、野村証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（及び訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

2. 今回の募集株式発行による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	2,500,000株
公募による増加株式数	50,000株
増加後の発行済株式総数	2,550,000株

3. 増資資金の使途

今回の公募による募集株式発行による手取概算額 136,600 千円(*)は、全額運転資金として、①採用費及び人件費に 18,000 千円、②マーケティング費用に 118,600 千円を充当する予定であります。

①採用費及び人件費

当社が主力とするメンズコスメの企画・販売を行う商品事業については、未だ小規模事業であることから企業価値向上のための優秀な人材の採用費及び人員増加に伴う人件費として、2026年8月期に 18,000 千円を充当する予定であります。これは2025年8月期以降の人員計画に基づいており、特にクリエイティブな人材補強により商品開発やブランディング強化等における他社との差別化を期待しております。

②マーケティング費用

商品やブランドの想起を狙ったクリエイティブ制作のためのマーケティング費用として、118,600 千円(2025年8月期で 51,000 千円、2026年8月期で 67,600 千円)を充当する予定であります。内容としては、デザイン、キービジュアル、販売用什器、EC通販サイトでのweb広告への投資等を予定しており、これらの活動により顧客基盤の更なる拡大を期待しております。

なお、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用する方針であります。

*有価証券届出書提出時における想定発行価格 3,100 円を基礎として算出した見込額であります。

4. 株主への利益配分

(1) 利益配分の基本方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要項目の一つと位置付けており、内部留保の充実と企業体質の強化を図りながら、業績や財務状況、将来の事業展開などを総合的に勘案しながら配当を実施していくことを基本方針としております。

(2) 内部留保資金の使途

内部留保資金については人材採用、育成などの人的資本への投資のほか費用対効果を検証したうえで商品の広告宣伝、販売促進等のプロモーション費用に充当していく予定であります。

(3) 今後の株主に対する利益配分の具体的増加策

(1)のとおり、財政状態及び経営成績を勘案しながら配当を実施していく方針ではありますが、当社は現在成長過程にあり、内部留保の充実を図り、事業の効率化と事業拡大のための投資等の財源として有効活用することが株主に対する最大の利益還元につながるかと考えていることから、今後の配当の実施時期等については未定であります。

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（及び訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

(4) 過去の3決算期間の配当状況

	2022年8月期	2023年8月期	2024年8月期
1株当たり当期純利益	1,775.69円	215.64円	169.48円
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	－円 (－円)	－円 (－円)	－円 (－円)
実績配当性向	－%	－%	－%
自己資本当期純利益率	13.7%	25.3%	16.2%
純資産配当率	－%	－%	－%

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。
2. 1株当たり配当額(1株当たり中間配当額)、実績配当性向及び純資産配当率については、配当を実施していませんので、記載していません。
3. 自己資本当期純利益率は、当期純利益を自己資本(期首・期末の平均)で除した数値であります。
4. 当社は、2025年3月15日付で株式1株につき25株の株式分割を行っておりますが、2023年8月期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。
5. 上記4.の株式分割に関連して、東京証券取引所自主規制法人(現 日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)』の作成上の留意点について」(平成24年8月21日付東証上審第133号)に基づき、2022年8月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。なお、2022年8月期の数値(1株当たり配当額については全ての数値)については、EY 新日本有限責任監査法人の監査を受けておりません。

	2022年8月期	2023年8月期	2024年8月期
1株当たり当期純利益	71.03円	215.64円	169.48円
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	－円 (－円)	－円 (－円)	－円 (－円)

5. ロックアップについて

上記1.の公募による募集株式発行並びに上記2.の引受人の買取引受による株式売出しに関連して、売出人かつ貸株人である野村キャピタル・パートナーズ第一号投資事業有限責任組合、売出人である的場 隆光並びに当社株主である株式会社 Akeru は、野村證券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日を含む)後180日目の2025年12月26日までの期間中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却等(ただし、上記2.の引受人の買取引受による株式売出し、上記3.のオーバーアロットメントによる株式売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと及びグリーンシュエアオプションの対象となる当社普通株式を野村證券株式会社が取得すること等を除く。)を行わない旨合意しております。

また、当社は野村證券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日を含む)後180日目の2025年12月26日までの期間中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社普通株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書(及び訂正事項分)」をご覧くださいの上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

行等（ただし、上記１．の公募による募集株式発行、株式分割及びストックオプションとしての新株予約権の発行等を除く。）を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、野村證券株式会社はその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は株式会社東京証券取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、当社新株予約権の割当を受けた者との間で継続所有等の確約を行っております。

6. 配分の基本方針

販売に当たりましては、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については引受人の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

（注）「４．株主への利益配分」における今後の利益配分に係る部分は、一定の配当などを約束するものでなく、予想に基づくものであります。

以 上

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（及び訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。